

平成26年4月11日

自由民主党看護問題対策議員連盟

会長 伊吹 文明 殿

一般社団法人全国保健師教育機関協議会
会長 村嶋 幸代



要　望　書

保健師教育を大学院修士課程で実施し、実力ある保健師を輩出できるように、
強力にご指導・ご支援いただけますよう、要望いたします。

平成21年7月9日に成立した「保健師助産師看護師法および看護師等の人材確保に関する法律の一部を改正する法律」で、保健師養成の修業年限は、6か月以上から1年以上に改正されました。

本法律の改正を受けて、大学院修士課程における保健師教育が可能になりました。厚く御礼申し上げます。

翻って現在の日本を見ますと、少子高齢化の中で、地域包括ケアが一層求められています。予防から在宅ケアの仕組み作りまで、健康政策を動かして実現に至らせているのは都道府県と市町村の保健師です。また、東日本大震災後、住民対応や健康相談を現場で行い、きめ細かい対応をしているのも、現実には保健師です。

このような日本の課題は、世界にも類が無く、現場で住民対応をしながら、解決策を見出していくなければなりません。担当者に力が要りますし、基礎力や探求力のあることが重要です。

この基礎力は、保健師教育を修士課程で行うことによって身につけることができます。保健師教育の修業年限が、先の法律改正によって、「1年以上」になったお陰をもちまして、大学院修士課程で教育を実施できるようになり、目下、全国で5大学が取り組んでいます。

しかし、その一方で、依然として、4年間の大学教育の中で、保健師教育課程を看護師教育課程と抱き合わせ、卒業要件としてしまっている大学があります。これでは、法律改正の趣旨が生かされません。

一般社団法人全国保健師教育機関協議会は、平成21年度の保健師助産師看護師法の改正により、保健師養成の修業年限が6か月以上から1年以上に改正された意図を踏まえ、保健師教育を大学院修士課程で実施し、実力ある保健師を養成できますように、強力にご指導いただきたく、要望いたします。